

平成 28 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 28 年 8 月 1 日（月）午前 9 時 50 分～午前 11 時 10 分			
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室			
出席者	公益代表委員（3名）	石塚孔信	田畠恒春	新納幸辰（敬称略）
	労側委員（3名）	大島幹敏	階元 仁	新内親典（敬称略）
	使側委員（3名）	岩重昌勝	内 道雄	吉田健朗（敬称略）
	事務局（4名）	吉野労働基準部長	西田賃金室長	平松賃金室長補佐 里給付調査官
議題	1 最賃法第 25 条の公示に基づく意見書の取り扱いについて 2 鹿児島県最低賃金の改正審議について 3 その他			
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 平成 28 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 3 鹿児島県金融経済概況 4 県内景況 5 平成 28 年春季賃上げ妥結状況 6 新規学卒者の初任給 7 生活保護制度の概要			

○西田賃金室長

おはようございます。それでは、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、第 1 回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されまして、議事が開会されるまでの間、慣例によりまして私のほうで司会を務めさせていただきます。

それでは第 1 回目の専門部会ですので、吉野労働基準部長よりご挨拶を申しあげます。

○吉野労働基準部長

おはようございます。事務局を代表いたしまして、第 1 回目の専門部会ということで、簡単にご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、鹿児島県最低賃金専門部会の委員にご就任くださり、厚く御礼申し上げます。

また、本日お手元に、県最賃専門部会委員の辞令を置かせていただいたところでございます。本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げる次第でございます。

ところで、県最賃の改正につきましては、7月12日に開催されました第1回本審におきまして、江原局長より諮詢させていただきましたが、中央最低賃金審議会におきましては、7月26日に中賃の目安に関する小委員会での報告が取りまとめられ、7月28日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対しまして答申がなされたところでございます。

答申の内容につきましては、第2回本審でご説明申し上げましたとおりでございますが、これによりますと、生活保護と最低賃金の乖離が生じていないこと、さらに鹿児島県を含むDランクにつきましては、目安額を21円とするとの平成28年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解が示されたところでございます。

委員の皆様におかれましては、この目安額等を参考にされながら、鹿児島県の実情等も踏まえ建設的なご審議をどうかお願ひいたします。今年も大変暑い時期の最中に、ご議論をいただくことになり、ご負担をおかけしまして本当に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議会の円滑な運営につき、格別のご協力を賜りたくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○西田賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

それでは、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。」となっておりますので、慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○西田賃金室長

それではお決まりでしたら、公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○田畠委員

この件につきましては6月15日に開催しました第1回目の公益委員会で協議しておりまして、その結果を私のほうから報告させていただきます。

まず、部会長に石塚委員、部会長代理に新納委員が推薦されております。以上で報告を終わります。

○西田賃金室長

ただ今、公益委員の田畠委員から、部会長に石塚委員、部会長代理に新納委員を推薦するご報告をいただきました。そこで皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦の通りご承認いた

だけますでしょうか。

(異議なし)

○西田賃金室長

ありがとうございます。それでは鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に石塚委員、部会長代理を新納委員に決定させていただきます。

では、石塚部会長にご挨拶をいただき、これからのお議事進行をお願い致します。

○石塚部会長

ただ今、部会長に選出されました石塚です。例年のことですけれども、ここ数年経済状況が非常に不透明な状況になっております。そういう中で、本県の最低賃金を審議していく中で、ここで決めていただくということになりますけれども、状況等がなかなか不透明な中で議論がいろいろ出てくるとは思いますけれども、皆さん、労使双方から建設的なご意見を賜りながら、よりよい結論へ導いていただければいいかと思いますので、ご協力よろしくお願い致します。

それでは、後は座って議事を進行していきたいと思います。

それでは、ただ今から平成28年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催致します。先ず、本専門部会の成立につきまして、事務局のほうからご報告お願い致します。

○西田賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定であります第5条を準用することとされております。この第5条第2項では、「審議会は、委員3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」となっております。

本日は、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の9名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

○石塚部会長

はい、どうもありがとうございます。

それでは会が成立しているということですので、本日の1番目の議題に入りたいのですが、前回いただいた議題ではなくて、今日差し替えがあるんですね。こちらの方の議題を見てください。1番目の議題は、「最賃法第25条の公示に基づく意見書の取り扱いについて」という議題です。

これにつきましては、先日の第2回本審で審議いたしましたが、県労連から提出された要請書とコープ鹿児島労働組合から提出された要請書及び意見書の中の「専門部会の公開」、

それから「意見陳述」の要望につきましては、いずれも専門部会で審議し決定することが決まりました。したがいまして、この件につきまして、順番に審議していきたいと思います。

まず、「専門部会の公開」についてですけれども、第2回本審の資料9の「意見聴取に関する関係条文」を見ていただきたいと思います。そこに、まず一番目として、専門部会運営規定第6条によると、「会議は、原則として非公開とする」となっております。それから、第7条の2項では、「議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、議事録の一部又は全部を非公開にすることができます」とあります。そして同第3項で、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする」となっております。そして、第9条で「この規定の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う」と記載されております。

専門部会を「原則、非公開」としている理由につきましては、議事録の非公開と同様に、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることも理由になっていると思われますが、この専門部会の公開についてメリット、デメリットを含めて、労使それぞれご意見をお願いしたいと思います。また、私としては、規定の第6条は「原則として」非公開としていることから、公開するとしても規定の改正までは必要ないと思いますが、公開すべきというご意見であれば、規定の改正についてのご意見もお願いしたいと思います。

この件につきましてはどうでしょうか。では、労側のほうから。

○新内委員

運営規定の趣旨からいって、非公開としてきた理由から考えると、非公開と考えても特に公開しても審議に不当な影響は及ぼさないとは思いますが、これまでの経緯がありますので、ここは我々としては正直なところどっちでもいいんだと思います。部会長の指示に従いたいと思います。ここに書いてあることは確かにそうなのでしょうけれども、公開したからといってメリットもないし、非公開にこだわる強い思いもありませんので。この議論をやってこれで3年目ですかね。これまで通りの判断でいいのではないかと思います。

○石塚部会長

はい。労側のご意見はこれまで通りでいいのではないかという、特段、公開したからといってメリット、デメリットはあまりないのではないかということでしたが、使側のほうはどうでしょうか。

○岩重委員

今、労側のご指摘のように我々としてもここ3年やられてきて、そんなに大きくメリット、デメリット感じておりませんし、部会長のご判断に委ねたい。また、イコール、例年通りの流れでよろしいのではないかという判断です。

○石塚部会長

はい。使側のご意見もだいたい同様のご意見だと思います。私としましても、部会で今まで非公開ということでやってきた中で、デメリットが何か非常に大きいかというと必ずしもそうではない。それから、なかなか、微妙なというかデリケートな部分もありますので、ここにつきましてはここ3年間やってきたかたちで、原則非公開というかたちで進めたいと思います。専門部会につきましては、専門部会運営規定第6条、「原則として非公開」とするということになっております。そして、第9条で「この規定の改廃は専門部会の議決に基づいて行う」となっておりますので、専門部会を公開するかどうかの採決をとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田畠委員

これですね、非公開とされても議事録はすべて公開されます。

ここに書いてあるような個人情報の云々には注意して、それ以外の場合は公開されます。

○西田賃金室長

議事録は非公開でありまして、議事要旨の方を公開というかたちでさせていただいているます。

○田畠委員

ここには議事録の一部、または全部を非公開とすると書いてあるけれども。要するに、そういう非公開とする場合には要旨を公開する、そうじゃない場合には公開でいいのだけれども、公開の場合、原則全部オープンですよね。別にここは公開にはしない、非公開に。その場合には議事録は全部出すのですよね。そういう文章なのではないですか。違いますか。

○石塚部会長

議事録は一部、または全部を非公開とすると書いてあるけれども。

○田畠委員

第7条は、「一部または全部を非公開にすることによって、個人情報の保護に支障がある場合には一部、または全部を非公開にすることができます」という話で、3項が議事録を非公開とする場合には要旨でいいよという。その非公開とする理由というのは、個人情報の保護とか、議事に支障を与えるとかということではないのですか。

○新内委員

議事録は公開しているのではなかったのですか。

○西田賃金室長

議事要旨を公開というかたち。

○新内委員

去年、おととし、議事録は時間がかかるからできるだけ速やかに議事要旨を公開しましょう、という話があつて。

○田畠委員

非公開でいいけれども、だったら議事録を公開しないといけないのかという話。こういう支障がなければですよ。あるやつは、ある内容の場合には全部は公開できませんので要旨で公開しますということでいいのですけれども、これから何回かあるのだけれども。その場合に、何も支障がなければ全部公開していいと思う。そうすれば、なんら非公開にするという、非公開にするという根拠が乏しいのだよね。

○新内委員

第7条2項を素直に読むと原則議事録は公開で、ここにあたるときは非公開にできるとなつているから、原則公開ではないのですか。

○大島委員

2項と3項しか抜き出してないから、1項がどう書いてあるか。

○田畠委員

1項は何て書いてあるのですか。

○平松室長補佐

第7条の1項をゆっくり読み上げると、第7条「会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には会長及び会長が指名した委員が署名するものとする」こと、いわゆる署名のことです。

○田畠委員

作成するということ。

○平松室長補佐

作成と署名の問題が1項で述べられておりまして、2項が先ほどありました「議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。」となっています。

○田畠委員

それでいいじゃないですか。

○大島委員

去年までの話の経過でいくと、議事録はずいぶん精緻にしないといけないので、作るのがずいぶん遅くなってしまってなかなかレスポンスできないので、議事要旨でとりあえずそこは公開しておきましょう、という話だと思うんですよね。

○田畠委員

ですよね。それは分かりますけども、遅れても公開するというスタンスでいいんですか。

最初は要旨を公開します。遅れるけどもという。別にみんなのために議論しているわけだから、隠し立てする必要は何らないのではないか。一生懸命やっているのだから。

○石塚部会長

議事録については今まで議事要旨をまず出して、それから後で公開してきたのですよね。

○田畠委員

そういうことでいいですかね。

○石塚部会長

これは、会議の公開、非公開の話で、議事録は別ですよね。

○田畠委員

ですから、会議を非公開とするのだったら、僕は議事録を公開すればいいと思うのですよ。どっちかだと思うんですよ。その場合に議事録を公開することによって、個人情報の保護やこういういろんな支障がある場合には、要旨という流れでいいかなという気がしているのですけれども。どうでしょうか。

○吉田委員

議事録は公開されていると思いますが、コーポ鹿児島の要請書の「資料を公開するから部会は非公開でよいとの見方もありますが」云々と書いてあるので、公開されているものだと思っていて、それこそ前、議事録は確かに全部文書が作られて議事録署名までしていたので、遅くなるので要旨を先に出しましょう、というニュアンスだと僕は思っていましたけれど。

○田畠委員

そのスタンスでいいのではありませんか。要するに、要旨が先で議事録が遅くなる。まず、会議は非公開。でも、議事録は公開します。でも遅れるからまず要旨を先にする。ただし、議事録で支障がある場合には、要旨のみとなりますよ、というスタンスかな。この条文からみてそ

う思うのですけれど。

○岩重委員

局としてどうなのですか、実際。どういう趣旨で作られているのか。それをご説明いただければ。

○西田賃金室長

6条の方は会議本体のことを言っておりまして、7条2項は議事録等会議資料の書面のことなのですけれど、会議が非公開ということは、そのあたりいろんなデリケートなお話もあって非公開になるのかなと思いまして。議事録へそのまま反映されるかたちになってくるものですから、議事要旨でというかたちでどちらのほうとしては思っています。一応こういう議題は、今回も県労連の方から要望が出ていましたので、九州各局の状況について事前に確認しましたところ、専門部会の議事録を公開するところは、九州局内ではなかったという状況ではございます。

○田畠委員

そうなのですけれど、個別の場合は公開しないのはおかしくない、当然ですよね。平場のほうは、何ら支障はないのではないか。

○新内委員

ないと思います。

もともと吉田委員がおっしゃったように、私たちは、議事録は公開されているのだと思っていましたよ。

○石塚部会長

今、お話をあったのですが、他県は議事録を公開してはいないですね。逆にここでの常識というか、今まで議事録は公開していて、先ほど吉田委員、新内委員が言われたように、時間がかかるから要旨は先に出したほうがいいよね、という議論はしたことがあるんです。ですから、議事録自体は、今、田畠委員が言われたように、個別折衝は全然議事録には反映されませんから、問題はないと思うのですけれど。むしろ、そのほうがいいような。

○西田賃金室長

審議会で審議いただくということになりますので、こちらは決定された通りにさせていただきます。

○吉田委員

今まで議事録を出しなさいという、公開請求みたいなものはなかったのですか。

○西田賃金室長

ありません。

○吉田委員

要旨のみの請求ですか。

○田畠委員

それもないのではないですか。

○石塚部会長

では、今まで通りの方法で、ということでおろしいですか。

○吉田委員

こういう傍聴というか、聴きたいけど興味が今までなかった。

○田畠委員

傍聴というとね、個別折衝の場で出てもらわなければいけないのですよね。平場になると帰ってきたりとか、それは何回もあると、結構大変。

○吉田委員

傍聴すべきではないと思いますけど、その割には要旨まで見に来ないというか。

○西田賃金室長

議事要旨についてはホームページのほうにアップされているので、それを見られている方はいらっしゃると思います。

○石塚部会長

基本的には平場の議論だから、議事録に反映されるのは。そういう形でおろしいでしょうかね。

はい、それでは専門部会の公開、非公開につきましては、原則として非公開ということで進めさせていただきたいと思います。

○吉田委員

今まで公開請求がきてないからそういう細かに判断がなかったのでしょうかけれど、議事録については、僕らも平場のやつは問題ないと思ってしゃべっていますが、個人情報が何とかとか、懸念されることがあるかないか、あるときには黒塗りとかされる訳ですよね。それをどう出していいかという判断は誰がどうされるのですか。

○田畠委員

それは議事録署名者ではないですかね。

○吉田委員

議事録署名者は、これはこういう議論があったという確認だけしかしていない。これを出していいかどうかという判断はしていませんで、多分署名はしていますけど。必要なら、そこはルールを決めてもらって、後は部会長の判断でここは塗りつぶしてくれと。平場でも、たとえば個人的な会社の情報とかあったりするかもしれません。

○石塚部会長

おそらく、あまりめったにないとは思いますが。それは、この審議会の中で出た場合に、最後に確認されるということしかできないですよね、そういうかたちで。

○岩重委員

もう一度整理しますけど、去年はどうしていたのですか、結論は。議事録は公開せずに。

○吉田委員

請求がきてないから。

○岩重委員

要旨はアップして傍聴はさせずに、議事録も公開せずにということだけのこと。それでいいのではないかですか。それで何もなかったのであれば。

○石塚部会長

基本的には例年通りの方法で。

○岩重委員

今年は、議事録は公開するんですか。

○石塚部会長

議事録は公開します。議事要旨を時間的に前倒しで出すというかたちで。

○田畠委員

タイムラグがある。議事録は遅れるということですね。

○石塚部会長

基本的には例年と同じようなかたちで最後に議事録署名者を指名しますけど、その前に一応、もしそういう事態が何か発生したらですね、そこで確認を行うということでよろしいですか。

はい、それではそういうかたちで進めさせていただきます。それでは、採決の結果、原則通り非公開ということにするということにいたします。

それでは続きまして、意見陳述の要望について審議いたします。意見の陳述に関しましては、最賃法施行規則第11条において、「最低賃金審議会は、意見書によるほか、意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適當と認める者をその会議（専門部会を含む）に出席させる等により、意見をきくものとする」となっておりますので、陳述させるか否かは審議会の判断ということになっています。

なお、昨年は、専門部会で審議した結果、意見陳述については、1名に限定して、10分以内で意見陳述を受けるという結論に達しまして、専門部会の中で、10分間意見陳述を受けた経緯がございます。

実際に、最賃改正について意見を述べる場は専門部会であるということで、専門部会として、意見書のほかに、さらに意見陳述まで必要かどうかの判断をすることになりますが、これにつきましてはどなたかご意見はございませんでしょうか。

○新内委員

これも昨年と同じように、せっかく出てきたことですから全部断るのではなくて、1名10分以内というぐらいということで認めてはどうかなと思います。

○石塚部会長

今、労側の方からは1名10分程度ということで昨年同様認めてはどうかというご意見でしたが、使側は。

○田畠委員

1団体1ということですか、全部で1。

○新内委員

全部でというよりも、今回はありませんが使用者側から出てくるときもあるでしょうから。

○田畠委員

労側1。

○新内委員

はい。

○吉田委員

例えば、2団体あつたら調整はできないですか。

○新内委員

労側でいくと、そこは調整は可能だと思います。

○田畠委員

では、意見陳述されるほうで今まで2つではないですか。違いますか。今出てるのは、
出てるのは団体が2つあるから、そのなかで一人に調整してもらわないと。

○西田賃金室長

県労連とコープ鹿児島さんからですけども。コープ鹿児島さんも県労連に入っていますから。

○石塚部会長

労側使側、両方から1名ずつというかたちで、やるとすればですね。使側のほうはよろしい
でしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、専門部会として意見陳述を認めることにしたいと思います。それでは、今だいたい
い結論が出ましたけれども、陳述を行わせるということになりましたので、何回目の専門部会
で陳述させるかということと、人数の制限につきましては今ありました。それから一人あたり
の陳述時間をどうするか、ということを審議したいと思います。

人数の制限につきましては、あった場合は労側使側から1名、それから一人当たりの陳述時
間、これは例年通りだと10分程度ということですが、それでよろしいですかね。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、何回目の専門部会で陳述させるかということですが、これはたぶん次回。

○新内委員

今日というわけにはいかないでしょうから。

○石塚部会長

次回ということで。4日の冒頭でということになると思いますが、それでよろしいですかね。

(異議なし)

○石塚部会長

はい、それでは、8月4日の2回目の専門部会の冒頭で陳述をしていただきて、労側、使側から出てきたら一人、それから一人当たりの陳述時間は10分程度ということでお願いしたいと思います。はい、ではよろしいでしょうか。それでは、1番目の議題は以上にしたいと思います。

2番目の議題に入ります。議題の2は鹿児島県の最低賃金改正審議についてということですが、審議に入る前に本日資料が出てるようですので、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○平松室長補佐

それでは、本日お手元にお配りしてございます資料、主に資料6について説明させていただきます。資料6以外は本審においても提示させていただいた資料でございます。資料6は、1枚目が平成19年3月卒業以降の新規学校卒業者の初任給情報で、学歴別に平均をした平均賃金を男性、女性の性別、学歴別にそれぞれ鹿児島県と全国を対比させてございます。また、2枚目は左側半分が男子、右側が女子の性別になっておりまして、全国平均との比較、それから全国の上位3県、下位3県の値、九州各県との比較が示されております。この資料6のデータの出所でございますが、労働市場センター、職業安定部から提供されたデータですので、ご参考にしていただければと思います。

なお、資料4、資料5につきましても第2回本審でも示してございますが、資料4、九州経済研究所の発表いたしました県内景況は7月29日に発表された最新版に差し替えさせていただいております。これは、資料5、こちらにつきましても鹿児島県の発表した資料5は平成28年春季賃上げ要求妥結状況のデータでございますが、7月25日にプレス発表された最終集計の値を今回付けさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石塚部会長

はい、どうもありがとうございました。今回は資料6、学歴別の初任給情報ということですね。2枚目が男女別ということです。そして資料の4と資料の5は差し替えというか、新しいデータに差し替わっているということですが、ただ今の説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

○石塚部会長

よろしいですかね。

はい、それでは、鹿児島県の最低賃金改正審議のほうに入っていきたいと思います。今日は1回目ですので、本年度の地域別最低賃金の改正にあたって、特に本日申し述べておきたい意見等があればお伺いしておきたいと思います。それでは、まず労側の方から基本的な考え方等につきましてご説明などありますでしょうか。

(労働者側資料を各委員に配付)

○新内委員

2ページ目からが主張になっております。今年の労側の基本的なスタンスで、去年と変わらない部分もありますが、ひとつは、7月10日に行われた参議院選挙で、主な政党が公約とか主張の中でほとんど最低賃金に触れているということで、細かく見ていくといろんな違いはあります、安倍さんが言っていたこと、それから高いところでいくと1,500円だとか、いろんな具体的な数字も含めて言っており、基本的にはこれまでになく最低賃金に関する注目が集まっているのだろうなと思っております。それと、今年諮問にあたって去年と大きく違ったのは、そこにありますように政府の諮問をふまえた審議をしてほしいと。これは中賃もそうですけれども、そういうものをきっちりとふまえたうえでの調査審議を行うということ。

それから今年、九州でいきますと、たぶん熊本がちょっと遅れるかもしれませんけれども、8月5日、早いところは4日に結審をするという予定で日程設定が進んでおります。これは全国的にそうですけども、これまでになく10月1日発効という都道府県が非常に増えてくるのだろうなと思っております。ただ、そうは言いましても、やはり基本的には中賃も目安小委員会もそうですけれども、我々は三要素を基本に判断をしていかないといけないのだろうな、議論をしていかないといけないのだろうなと思っております。一つは生活保護との整合性についてですけれども、ここについては中賃の方式では上回っていますし、下に表がありますけれども、ここ数年我々がやってきた、まず中賃の目安の比較方法では法定労働時間173.8時間というところは違うのだろうなと。盆も正月も休みなしに働けという働き方を強いるということは、計算上とはいえおかしいだろうということで、平均的な働き方、これは毎月勤労統計の去年の鹿児島県の一般労働者の労働時間で計算しても、最低賃金の方が県の加重平均よりも上回っているという状況にはなってきています。これは、これまで審議会において大幅な引上げがあったということで、そういう結果になっているのだろうと思います。(2)の下の方の少し古い数字がそのまま残っていますが無視していただいて、159時間程度の平均で働いた場合でも、1時間あたり16円ぐらい最低賃金のほうが上回っているということになります。ただ、これまでも主張してきました3ページですけれども、法の趣旨は、最低賃金は生活保護の扶助の水準よりも上回っていなければいけないんですよというのがありますので、加重平均では最賃が上回っていますが、鹿児島市民にとっては違うのだろうということでその数字を入れてありますが、やはり173.8、鹿児島市の2級地の1で計算すると102,794円という生活保護の水準ですので、そこからみて、やはり下回っている状況にあります。

それから二つ目が生計費ですけども、県の人事委員会、毎年大幅に変わったりしますので、どこをもっていくかは非常に悩ましいのですけれども、去年の県の人事委員会報告の中で、生計費が110,700円ということですので、これと比べても下回っている、最賃が下回っている状況にあると。それから(2)は、私たちは実際2年ぐらい前ですかね、分厚い資料をお出ししましたけれども、実際、最低生計費をクリアできるのかということで、マーケットバスケット方式で、実際にスーパーに行って物の値段を調べたものを鹿児島に引きなおした場合に、

142,000円という計算結果が出ておりますので、やはり最低賃金の方が126円下回っていると言えます。それから生計費を判断する上で、地域において物価の水準が大きく違います。(4)ですけれども、地域差指数は97.2、全国平均の97.2%と鹿児島市の物価は東京を100とした場合には92.3ということで、当然、全国でも物価は安いほうですが、最低賃金を比較した場合には、全国の比率で89、東京を100とした場合76ということになって、非常に最低賃金によって格差が大きくなっているということで、これについても私たちにはきちんと問題意識をもっております。

それから地域における労働者の賃金ですが、そこにありますように、4表の方では上がっている状況にあります。各ランクすべて上がっているということ、それから、これは少し私が見逃していました、4ページの(2)は初回を持ってきていますが、去年よりは上がり幅が少ないけれども最終集計を見ても上がっているということあります。ただ、私たち連合鹿児島の地場組合の賃上げは、そこになりますように毎年ですけれども県の平均よりも上回っている状況であって、なおかつ、昨年よりも上回っているということあります。

それから、労働者の賃金がどう変わったかということで、4表を補足するという意味で、4表はランクごとですから、鹿児島県内の労働者の賃金がどうなっているか、これも毎月勤労統計の去年と今年の賃金をそれぞれ4月で比較した部分であります。規模5人以上の一般労働者については若干下がっていますが、規模5人以上のパート、それから30人以上でいくと、それぞれ一般労働者もパート労働者も賃金の引上げが行われているという状況になっております。(4)は、高卒初任給、去年よりも上がっているという状況にあるということです。それから、4ポツ目が通常の事業の支払い能力ということで、これは日銀の7月1日の経済金融概況ですけれども、熊本の影響も受けて観光が落ち込んでいるが、基本的には穏やかな回復ということになっております。それからいつも出していますが、九州経済研究所、この業況調査ではですね、業況DI4～6月期ですけれどもマイナス18ということで、1～3月期よりも7ポイントほど悪化をしている状況でありますが、昨年同期2015年の4～6月期についてはマイナス20。そこから比べると、若干回復をしているということあります。これについてもマイナスではありますが、回復基調にはあるのだろうなと思っております。5ページ目の表が2015年、昨年からの業況DIの推移でありますのでお目通しいただきたいですし、7～9月期の来期についての見通しですけれど、少しですけれどもよくなるのではないのかなと思っております。したがって、私たちは、これまで通り最賃法で決められた三つの要素、それに、これまでいろんなところで最賃についての確認とか意見が出ておりますので、そういうものもふまえて、今年は、最低でも27円の引上げをお願いをしたいと思っております。簡単ですが、以上です。

○石塚部会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、労側の方からいろいろデータを上げていただきて、基本的には今年度についての最低賃金の引き上げについては、政府の方針というか、それに則って進めていくべきであると。それから、10月1日の発効を目指した審議ということで、他県も早くなるのではないかということで迅速な対応をお願いしたいと。

それから金額決定の要件については、生活保護との整合性、これは前回の本審でもありましたけれども、生活保護との比較についてですね、これについては県全体で考えるとクリアしているけれども、鹿児島市との比較ではなかなか難しいところも現状としてはあると。

それから生計費との関係をみると、やはり生活にかかる費用である生計費に最賃がまだ追いついでいないという状況があると。

それから、地域における賃金格差ですね。そういったものは依然として解消されていない。

それから、地域における事業所の賃金支払い能力についても、データに基づいてその推移を挙げてくれています。そして、最終的にはそういった状況、地域の生計費との関係、あるいは事業の賃金支払能力等々、それから政府の方針、そういったものをふまえて、結論としては最低賃金を年3%引上げて全国加重平均1,000円を目指すという、それをベースにして今年は最低でも27円程度の引き上げを求めたいという労側の主張でした。

それでは続きまして、使用者側のほうは何かご意見とかございますか。

○岩重委員

実は今日、時間を調整して協議を行うので、資料等に関しても次回に合わせて出そうとは思いますが、その前に私たちのスタンスとしてですね、今、労側のご説明もお聞きした上でなのですが、まず熊本、大分、ここの大震災によってその辺のいろんな影響等々に関して、政府、いろいろ景況感に関するデータが曖昧というか、甘く見すぎているのではないかという気がします。今、一番最後に出ました労側の資料で恐縮ですけれども、九州経済研究所の業況調査についても、今年の4～6月期「悪い・減少」が30、7月から9月までの見通し23が「悪い・減少」の見通しだということでございますけれども、やはり観光業というのは九州で非常に大きいシェアを占めますので、この辺から出てくるいろんな影響というのは、今後引き続き注視していくべきであるという気がします。それと、あと全体論としてですね、政府の参議院選挙についてのいろんな票を獲得するためのアベノミクスも含めて、アピールアピールでそれは結構なことなのですけれども、大企業と私ども中小零細企業の景況感に関する乖離は、まったく無視されているのではないかという気がしまして。それであの、皮肉な話ですけれども、民主党政権、また今、自公与党政権になったときに、今まで私たち使側も自公政権によるアベノミクスの推進にあたってできるだけ協力するスタンスでまいりましたし、昨年の議論もご記憶にある方もあるように、できるだけ目安を優先になんとか妥結にもっていってもらいましたけども、今回の目安額を見たときに公益側の皆様に申し上げたいのは、あまりにも現状から、まず先に金額を上げることがありきで、第4表との乖離があきらかに広がりつつあるなど、我々地方での審議会の意味づけ、三者での議論という価値はどこに見い出せるのかな、という気がします。過去の実例を申しますと、2011年東日本大震災のとき、3月に起こりました。5年前です。このときもですね、民主党政権でした。これは資料を出せと言わわれば正式に出しますけれども、やはり、民主党政権だけでなく、あとその他の野党にても、甚大なる被害のこの影響は読めないということからそのときの目安がですね、Aランクが4円、そしてB、C、Dが1円という目安が出ました。これは前年からしたら、前年はおおむね10円とかいう金額でしたから。それで、東北6県の数値を見ますとですね、宮城がCで、あとはDなんで

すけれども、結局、宮城、福島、岩手が1円、そして、青森、秋田、山形が2円ということで妥結しています。この目安の大幅な金額の抑え込み次年度2012年まで続き、そして13年から若干二桁となっています。それと比較したときに、今までにない未曾有な災害が出て大分も云々、観光だけは打撃があるけども、その他は少しずつ持ち直した感がある、これもどうしてもやはり政府のある程度の世論の誘導があるのではないかという気がしてなりません。やはり私ども中小企業のレベルで熊本、大分の業種を言いますと、観光業以外の製造業にしても、いろいろと求人等々も、人がいなくなっていますので、有効求人倍率は上がってきているのですが、人がとにかく集まらないので、いろんな予算消化ができないという話も出てきています。なので予算を投入されてもそれが市場に回らないことには資金の動きは出てこないわけですから、今回の目安に関して、あまりにも現状の乖離が甚だしいということ、これを我々も十二分に考えておりますので、ぜひ過去の例にならいながら、もう少し地方は地方で自主的に色々な議論のもとにそういう数字を出してほしいという中貸の意見もありましたから、ぜひ鹿児島のレベルにおいてはですね、熊本の隣県として、熊本とはまた別だと言われればそうですけれども、もう少しその影響を忖度した上で議論さしていただければと考えております。以上です。

○石塚部会長

どうもありがとうございます。使側の方からは、具体的な資料等々、あるいは考え方は次回になるということですが、その前に現段階で熊本地震の影響、これが国等の考え方がちょっと甘いのではないかという、とりわけ観光業がかなりの打撃を熊本県のみならず鹿児島県も受けているわけで、それについての影響はかなり甚大であるということですね。そして、アベノミクスのアピールとかそういう側面がちょっと強いのではないか、で、大企業については、そういうところの恩恵というかそういうのがかなりあるのかもしれません、中小企業においては大企業との乖離が非常に大きくて、必ずしも政府がいうような状況にはなっていないということですね。それから、東北の震災について上げられましたけれども、東北の震災の際の目安のあり方等を考慮すると、今回、熊本、九州の中部で起きた地震の影響というのは、もう少し考えるべきではないか。そういったときに今回の政府の目安は、かなりその地方の現状とは乖離しているという側面があるのではないかというご意見でした。それにつきましては、地方においても現状をふまえて、審議会では自主的に議論を進めてほしいという、これも審議会に対する要望というかたちだと思うのですけれども。

今、労側からは具体的な資料と金額まで出していただきました。そして、使側のほうからは、それにつきましての詳細なデータ、それから金額の提示まで次回は考えられますか。

○岩重委員

します。

○石塚部会長

具体的な議論ができるという意味でもそのほうがあります。次回、それが出てくるということですが、今の労側、使側からのご意見につきまして、それぞれ何か今日、ご質問等ご

ざいませんか。

○新内委員

確かに東日本大震災のときには、目安があつて非常によかったです。今回、熊本の震災についても、中賃は実際熊本に入って、熊本の審議会のメンバーと意見交換をおこなったうえで、この目安を出しています。観光については、確かにまだ地震の影響で営業ができていない観光業のところもたくさんありますが、九州、鹿児島に一部風評被害が出ていましたけれども、霧島を含めて修学旅行ががくんと減ったとかありますが、政府の対応によって、今、九州全体、熊本でも直接影響を受けたところ以外では、政府が旅行券を出していますよね。そういうものがあったりして、現時点でいくと九州県内の観光業は、その対策がいつまで続くかどうかは別でしようけれども、その恩恵を受けているということがあると思います。それと、第4表は労働者の賃金上昇率となっているのですけれども、賃金上昇率ではないと我々は思っています。我々が賃上げとかで春闘の率とかを出すのは、去年いた労働者の賃金が今年どう変わったかと、個々の労働者の賃金をふまえたうえで率を出したり、金額を出したりしています。これは事務局にも確認したいのですけれども、第4表の調査にあたっては去年いた人の調査ではないですね。今年の一人当たりの入件費と去年の一人当たりの入件費、これは6月調査だときいていますけれども、そこを単純に比較しているだけで。退職があったり、人の入れ替わりは4表の中に直接反映していないと思っていますが、企業の一人当たりの支払金額がどう変わったかというだけで、個々の労働者の賃金自体がどう変わったかとは全く別だと思っていますので。だから賃金上昇率じゃないのだろうなと思っております。

○石塚部会長

人が結局、変わるかどうかというところは。

○平松室長補佐

賃金改定状況調査、いわゆる第4表は、賃金改定状況調査で求められた賃金上昇率ということでありまして、いわゆる第4表の改定状況調査をどういうふうに行っているかということを申しあげますと、昨年の6月1日現在の賃金台帳が転記されたものと、今年の6月1日現在の賃金台帳から転記されたものの、いわゆる一人当たりの平均値を出しまして、比べて上昇率を弾きだしている。その中にはほとんど入れ替わりがなくて同じ人で比べられているケースもあれば、中には昨年はいたけども退職されてというケースも確かにあります。いわゆる考え方としては、昨年6月1日現在の賃金台帳の平均値と、今年の6月1日現在の賃金台帳の平均値、これを比べて賃金上昇率を弾く。そういう調査の方法になっております。

○石塚部会長

4表の作り方としては、そういったかたちで作っていると。

○平松室長補佐

それを全部集計したものが第4表ということです。

○石塚部会長

新内委員がおっしゃりたいことは、それが変わった場合に退職者が勤続年数が高い人が新しい人に変わった、それがなかなか反映されない。

○新内委員

反映されない仕組みになっていますので、4表だけにこだわるということだけでは違うだろうと。それと、使側の意見、やっぱりここまで最低賃金について何年か前にも言ったことがありますけれども、円卓会議だ、総理が言ったとか、余計なことだ外圧だ、と私は思っています。ただ、それをやっぱり格差だとかあるいは貧困率だとか、今、社会的な問題になっていることの一つの理由として「最低賃金が低すぎるんだよ」ということが、社会的な大きな意見というものが生まれてきたから、アピールということだけではなくて、そこに触れないと、政党、あるいは政府として議員もそうでしょうけれども、最低賃金について審議会にだけ任せておけないからいろいろなところから言われるんであって、賃金ですから、生活できるだけの賃金を最低で決めるというのは当たり前の話で、今回資料を持ってきていませんが、諸外国と比べて非常に低い賃金、最低賃金という水準は、日本は非常に低い水準になってきているという状況もあって、やはり、少し使用者側にもお願いしたいのですけれども、最低賃金の水準として本当にどういうところがいいの、給料をもらって生活できないだけの賃金を支払うというのは企業としてはあってはならないのではないのかなと思っています。そういう意味ではやっぱり27円というのは、当面私たちが目標としているのは、2020年までには全国最低でも800円という水準を超えたいたいなと思っています。多くの新聞でも、それでもワーキングプアは解消しない、21円という目安でも程遠いというような報道もいくつかあったりもします。そういうのも含めたうえで、かといって支払い能力を全く無視して示すというわけにもいきませんので、最低限の引上げだろうなという気持ちで提示しておりますので、よろしくお願ひします。

○石塚部会長

はい。ただ今のご意見は先ほどの使側の現状認識というかそれに対しまして、熊本の震災、中九州の震災につきましては、それなりに国のほうでも調査して、それに対応したうえでの結果なのではないかということ。それから最低賃金につきましては、基本は審議会で決めていくという原則があるのですけれども、最近は国の意向というのがかなり強力に出ていると、使側の方はそのような認識が非常に強いと思うのですが、そもそも最低賃金を諸外国と比べたときにわが国は低すぎると。それについてもどうするのかということもやっぱり考慮していくなければならないのではないか。あとは、支払い能力との関係ですね。いつも支払い能力がどうなのかというのはなかなか見えにくいところがあるから、ここでも非常に苦慮するわけですが、その辺のところとバランスをとりながら考えなければいけないけれども、基本的にはやはり生活できる賃金、そういうものを考えていくべきなのではないかと、そういうふたご意見だったと

思うのですが、他に何かありますか。今言っておきたいこと。

○吉田委員

当然ながら第4表を目安にするのは、それが企業の支払える余力というか、それは交渉の結果が出てきているのだろうと思いますし、それが各中小とかの結果も色々微妙にリンクしていくのかなと思っておりますけれども。諸外国の最賃が高いのは事実だと思いますけれども、例えば、「アメリカの労働者が皆幸せなのか」というとそれは微妙なところで、失業率が高かつたり、やはり我々は雇用を維持して、当然働く人たちにリターンをし続けているからこそ、会社も成り立っていますし、雇用も守れていると思っています。本当に度を越した賃上げがここ3年続いている、さらに今回の目安額も我々使側からみれば、ちょっとこれ以上厳しいと、去年も1円、2円で最後はお願いしましたけれども、去年から比べて過去3年もそうですけれども、経済情勢がどうよくなったらこんなに二十何円も上げられるか、といったところは当然お考えいただきたいと思っています。だから、具体的な数字がどうというのは、また次回示すことになりますけれども、例えば、これ以上上がると、生産性の低い人は雇えないということにならざるをえないし、かといって仕事をしなくなるのかというとそうではないので、ではどこか振れば出て来るでしょうかというとそのような状況ではないので、労側のかたもおわかりだと思いますので。例えば国の経済施策だとか言っていますけれど、それはどこまで我々に届いているのかというのは全く実感がないのが現状です。そこはまあお含みおきいただきたいなと思います。

○岩重委員

それとちょっと補足しますけど、今日はしょっぱななので、ここまで流れや報道等をみたときにですね、景況は底堅く云々という格好で各データ、DIなどが出ているという話はありながら、お上も一生懸命、今回の目安も3%アップ、昨年も16円鹿児島でも上げて、とにかくデフレを脱却するという気持ちは分かるんです。それによって賃金を上げて、それによって消費を喚起する。GDPの6割ぐらいが個人消費ですから。しかし、実際、政策目標の2%のインフレターゲット、できなかつたですよね。それだけではなくて、やはり、消費税3%アップして8%になって10%、この残りプラス2%もこんなことをしたら大変なことになるということで、景気の先行きに対して疑義があればこそペンディングしたわけですから、それと現状との乖離、先ほども言いましたけどその認識の説明がない。今吉田委員が言いましたように、アメリカの方、外国の方が当然最賃が高い。その分物価が高い。やはり、普通のミネラルウォーターにしてもだいたい300円しますから、コーラなんかオーストラリアでは700円するような時代で、それからしたら鹿児島は150円くらい、自販機で、また、コンビニでも買える。当然、賃金をアップして企業の、逆に言えば一般のプライスが上げられないという中で、企業はどんどんどこで吸収してやるんだろうというようなこともありますので、労働者のサイドから、最終的に時給1000円が目標ということで上げていらっしゃいますけれども、これがそのまま1000円に上がって、インフレがそのままだったら耐えられずに競争力がなくなってしまうだろうと。一部の大企業しか成り立たなくなるだとうという危惧もありますし、

もっと政策ありきとか、いろんな票のために云々、僕らが政府に対しての批判云々、非常に忸怩たる思いもあるんですけれども、「何かちょっと空回りして、ちょっと調子に乗りすぎではないかな」という率直な意見なんです。上げられるところはどんどん上げればいい。それによって、優秀な人材を探っていけばいい。このスタンスは全く変わりません。しかし、生産能力のない、逆にいえば手作業でしか成り立たないところは上げられない。そういういたところも我々はかかえて、同じレベルで議論していかなければならない。先ほど言いました、「どうも状況が悪いよというところの雇用の場にも達成できるような賃金というものを、我々は考慮していくかなければならないのではないか」、そう思っておりますので、そういういたところにも目を向けて是非議論していただきたいと思います。以上です。

○石塚部会長

はい、どうもありがとうございます。使側の方からはやはり景気の状況ですね。それと今回の賃上げ、政府の目安額がどうも、特に地方の、しかも中小企業においては、なかなか整合性がとれていないのではないか。外国との賃金の違い、最低賃金の違い、それはそうなのだけれども、諸要素、あるいは労働法制等々に違いが少しあると。そういう中で賃上げ、各外国との比較というのも一律にはできないのではないかと。とりわけ、地方の中小企業においては、中央の、とりわけ大企業の景況感とはずいぶん違うところがある。そういういたところも含めて考慮していくこともしないと、なかなか雇用を守るということが難しくなっていくであろう、そういういたお考えだと思うのですが。

今日のところは第1回目ですし、労側からは具体的な金額まで出していただきましたが、使側は次回にそこまで考えて来ていただけるということなので、それが出てきた流れの中で具体的な議論をしていくと。そういういたかたちのほうが建設的だらうと思います。

もうちょっと言っておきたいということは、ございませんでしょうか。

(意見なし)

○石塚部会長

では、よろしいでしょうかね。それでは、今日は1回目で考え方と、労側の方からは金額のほうまで出していただきました。次回は使側の方から、データとそれをふまえたかたちでの金額提示までぜひお願いして、次回からは自主的な議論というか、それをやっていきたいと思います。今日のところは意見を出していただいたということで、よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題のその他ですけれども、皆さん、ご意見ありますか。

○新内委員

その他かどうか分かりませんけれども、次回には影響率だとか資料が出てくると思ってますが、できれば事前に送っていただいて、目を通したうえで、例えば影響率がどうなっているのだろうかという数字もですね。先ほど聞いたらまだできないということで、それぞれでなくとも構わないとは思いますけれども、公労使それぞれに送っていただいて、そういうものも

見たうえで、もしかしたら27円がとんでもないなと思うかもしれませんので、そういう意味でできるだけ中身の濃い議論をしたいと思いますので、情報提供を是非お願ひできれば。

○石塚部会長

データは出せますか。

○平松室長補佐

それでは、今、ご要望いただきました影響率、未満率、それと影響率、未満率を弾くもととなった総括表のデータのことをおそらくおっしゃっているのだと思うのですが、専門部会の委員の皆様の日程調整させていただいたメールアドレスのほうに遅くとも3日、出来上がり次第、できるだけ急ぎたいと思うのですが、解析終了次第、遅くとも3日にはお手元に届くように差し上げたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○石塚部会長

いいのではないですかね。事前に目を通しておいたほうが議論がしやすいので、大変でしょうけどよろしくお願ひいたします。それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

○平松室長補佐

第2回専門部会から第4回まで日程調整をさせていただいているところなのですが、こちらにつきましては、第1回本審で日程につきましてはご了解をいただいたところでございます。第2回専門部会が8月4日の午前中、第3回専門部会が8月5日の午前中、第4回専門部会が8月8日月曜日の午前中、いずれも午前10時開始ということでご内諾をいただいているところでございますが、この専門部会の場がいわゆるご協議の場ということになりますので、改めて今の日程を提案させていただき、この日程でよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○石塚部会長

ただ今、事務局の方から、第2回専門部会から第4回専門部会の開催日について改めてご提案がありましたが、この日程でよろしいでしょうか。

○吉田委員

全然問題ないです。新内委員がおっしゃった他の県は、10月1日の発効を目指して5日までに終わらせるというのは、日程がそうなっているということですか。

○新内委員

全部確認したわけではありませんが、熊本はちょっと遅れる可能性がある、福岡、長崎は4日結審を目指している、あとは5日、5日までしか入れていないところが3分の2ぐらいだと思います。全国で。

○石塚部会長

情報ですね。

○新内委員

はい。

○岩重委員

お尻をたたかれているというわけですね。

○石塚部会長

まあ、そうですね。

○田畠委員

そりや、まあ、貰う方からすれば早い方がいいよね。

○新内委員

昔は10月1日が絶対条件でしたよね。

○石塚部会長

なかなか。では、それに向けて、努力せざるをえない状況だと思います。それでは日程はよろしいですかね。では、先ほどの日程で第2回から第4回まで開催したいと思います。それでは、最後に事務局の方から連絡事項等はございますか。

○平松室長補佐

先ほどお諮りました第2回専門部会から第4回専門部会まで、この専門部会の場でご了承いただいたということで、8月4日本曜日午前10時から今お座りいただいているこの場所で開催させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。専門部会の開催通知は、今お配りさせていただきますので、お帰りに受け取っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○石塚部会長

それではよろしくお願ひします。では、最後に議事録署名者を指名いたします。労側は新内委員、使側は吉田委員にお願い致します。以上で本日の専門部会は閉会したいと思います。どうも今日はありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
